

## 議案第30号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について  
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

上越市長 中川 幹太

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年上越市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第29条第5項に後段として次のように加える。

この場合において、第22条の2中「前条第1項」とあるのは、「第29条第1項」と読み替えるものとする。

第35条を第36条とし、第31条から第34条までを1条ずつ繰り下げる。

第30条中「前4条」を「前5条」に改め、同条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の勤勉手当)

第30条 会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)のそれぞれを起算日として1月以前から引き続いて基準日に在職する任期の定めが6月以上の会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定める職員を含む。)に対して、基準日以前6月以内の期間における当該会計年度任用職員の勤務成績に応じて、第23条第1項に規定する支給日に支給する。

2 会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき報酬及び給料の月額並びにこれらに対する地域手当に相当する報酬の月額又は地域手当の月額の合計額とする。

4 前3項に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当は、第22条の2及び第

22条の3の規定を準用する。この場合において、第22条の2中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第30条に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第30条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。））」と読み替えるものとする。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年上越市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項の改正規定中「100分の130」を「100分の122.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年上越市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。次条において同じ。））」を削る。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。））」を加える。